

桑名市立中央図書館所蔵
『天保十一年御上京一件』 翻刻と解説 (一)

岡田 美穂
飛石 眞理子

はじめに

桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』(桑名市立中央図書館の整理書名による。以下、『御上京一件』と表記する。)は、天保十一(一八四〇)年の統仁親王(後の孝明天皇)の立坊にあたり桑名藩主松平定和が幕府からのお祝いの使者として上京した際の記録をまとめた史料である。

桑名は三重県北部、木曾三川の河口に位置し、対岸の熱田とともに古くから交通の要衝の地として知られる都市である。江戸時代には譜代大名である本多忠勝が初代桑名藩主となった後、本田氏、久松松平氏、奥平松平氏と代々譜代大名が藩主を務め、その後親藩扱いとなった久松松平氏が再び藩主の座に就いており、幕府にとつても重要な藩の一つであった。そのような歴史を持つ地にある桑名市立中央図書館は、秋山文庫、伊藤文庫等の多くの江戸時

代の資料を蔵しており、また地域資料のデジタル公開と収集とに積極的な図書館である。『御上京一件』は、その桑名市立中央図書館に寄贈された史料である。寄贈当時桑名市立中央図書館で司書を勤めていた飛石は本史料の貴重性を予覚していたが、資料公開の機会に恵まれないまま退職の時期を迎えた。その後飛石が桑名に縁ある岡田と中京大学で出会ったことがきっかけとなり、桑名市立中央図書館長の許可を得て本史料の共同研究が開始された。研究の結果、本史料が桑名藩史はもとより近世後期朝幕藩関係の具体像を探る端緒としても重要な資料であると判断し、ここに翻刻公開することとなった。

—

『御上京一件』の体裁は以下のとおりである。

所蔵館整理書名、「天保十一年御上京一件」

外題、「御上京一件」

法量、縦十一・九糎 横十七・二糎

表紙、本文共紙

本文丁数、墨付六十二丁

職語等、表紙左下「小菅」

記事は天保十年十一月に使者の命を受けたという知らせからはじまり、翌天保十一年三月江戸を出発、使命を果たして江戸に帰着、その後定和の昇進御祝いと藩士達への恩賞へと続き、費用清算等の事後処理に関わる記録まで

を収める。編集者は未詳。使者役の拜命等、江戸での出来事については書状の形で記録されていること、藩士へ宛ててのお達しが多いこと等から、拜命当時桑名にいた藩士等のもとに集まってきた記録をまとめたものと推測される。表紙左下の「小菅」という表記は編集者あるいは旧蔵者に関わる情報とおぼしいが未詳¹⁾。

なお、翻刻は全三回に渡る掲載を予定している。本稿は墨付六十二丁のうち二十二丁裏までを収めた。

二

本史料の記事の信頼性について、御名代拜命及びその遂行に関する日時と、京都への行列に関わる藩士の名との二点から述べる。

一点目は『続徳川実紀』（慎徳院実紀）、『続泰平年表』、国会図書館蔵『禁裏御所御用日記』等の記録と一致する。まず、御祝儀の御使拜命について検討する。『御上京一件』は、定和が京都への使者の役を仰せ付けられたことを知らせる天保十年十一月廿一日付書状から始まる。この書状には「大守様御儀御用之儀被成御座候付、今十四日四ツ時御登 城被成候」（1丁表）と記され、十一月十四日に登城して拜命したことがわかる。その後、十二月五日に再び登城し、使者行列の準備金として金一万両の拝借金を得ている（本文1丁裏から2丁表）。これらの二回の登城とその内容について、『続徳川実紀』は十一月十四日登城については記していないものの、十二月五日条に²⁾、

松平越中守こたび京への御使命ぜらる。前越中守西城管造助手となり。つゞきて費用も多かるべしと 尊慮もて金一万両の恩貸あり。

とあり、御使の拜命と金一万両の拝借金について記している。なお、この時の松平越中守は松平定和、前越中守は

定和の父定永である。同じ事柄について『統泰平年表』卷三には、十一月十四日の条に^③

同十四日立坊之御沙汰二付、為御祝義為御使、京都^④可被遣^⑤御使被仰渡、へ松平越中守、右二付翌月五日今迄
万両願之通拜借被仰付

と、十一月十四日の登城及び拜命が、さらに割注部分には十二月五日の拝借金のことが記されており、『御上京一件』の記述と一致する。次に、京都での内裏参内に関する記述について確認する。『御上京一件』では、四月十八日に京都に到着し、二十一日に初めての参内、二十三日に二度目の参内、二十五日三度目の参内をなしたことが記される(48丁表、同裏)。これら一連の参内について『禁裏御所御用日記』卷一三六、天保十一年四月十八日条に「今日関東使京着」と定和一行の京都到着を、二十一日条に「関東使松平越中守添使公家横瀬駿河守被奉 初参内有」と初の参内を記している。同じく二十三日、二十五日条にも定和の参内に触れられており、『御上京一件』と『禁裏御所御用日記』とで参内の日程及び回数が一致する。特に二十五日の参内に注目すると、『御上京一件』に「酒饌御頂戴」(48丁裏)とあることに対して、『禁裏御所御用日記』の同日条にも「酒撰」(「撰」は「饌」の誤記か)を賜ったことが記されており、細部に関しても一致が見られる。『御上京一件』の記述の信頼度の高さの傍証となる^⑥。

二点目に『御上京一件』の記事に登場する藩士名と桑名藩の分限帳との一致状況について簡単に触れておく。『御上京一件』は上京に際しての藩士等の役割と備えについて指示を細かく記している。天保十一年当時の桑名藩の分限帳は現存が確認できないため、嘉永元(一八四八)、嘉永四(一六五〇)年の分限帳及び天保頃のものかとの指摘のある『仮題 居宅別分限帳』等によって調査した。紙幅の都合上詳細は別稿に譲るが、これら分限帳による調査の結果、記事中に列挙される人物のほとんどが、桑名藩の分限帳によって確認できることがわかった。

以上のことから桑名市立中央図書館所蔵『御上京一件』は信頼性の高い史料であると考えられる。

天保十一年当時桑名藩主となっていた松平定和は後期の久松松平家の出身で、その祖父は陸奥国の白河藩主で寛政の改革で有名な松平定信であった。定和の父定永が家督を継いでいた文政六（一八二二）年、久松松平家は桑名藩主に戻る。『桑名市史』に拠れば、「定和は同（文化）九年に襲封して越中守と改め溜間詰となり。同十一年左近衛少将に進叙した。天保十二年（一八四一）六月廿一日桑名本城に卒した。」とされる。藩主であった期間は僅か三年足らずである。短命の藩主であったためか、定和に関する事績に関してはこれまで注目される事が少なかった。公刊された史料としては『三重県史』資料編に翻刻された鎮國守國神社蔵『御家譜』に記された記事が現在最も詳しい史料となるが、その記事から定和上京にあたって桑名藩および藩士達が具体的にどのような加わったのか、その状況を把握する事は難しい。このほか、鎮國守國神社蔵『定和公御上京一件書留』、『御参内御行列帳』、『御在京中御平常御共建』、『慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書』、『京都御使勤書 全（立坊御祝儀御使二付）』、『溜詰勤書』が関連史料として存在するが、ともに未公開である。また、上京時の行列を描いたものとして稲垣晴彦氏所蔵『松平定和公上京御行列之図』が一部公開されているが、全貌は未公開で公開部分からは行列に加わった藩士の名を知ることができない。定和の上京に関する一連の出来事については公刊された資料が少なく、『御家譜』で概要を把握する他には『続徳川実紀』、『続泰平年表』、『禁裏御所御用日記』、『三重県史』所収大塚文書『京都への使者入用の御用金申付けにつき触』、『桑名日記』および部分のみ公刊されている『松平定和公上京御行列之図』等によって断片的にしか知られておらず、未公開資料を含めた総合的な研究が待たれているというのが現状で

ある。『御上京一件』は定和上京に関する桑名藩の動きの具体像を明らかにするという意味において重要な役割を持つ史料である。

本史料の翻刻公開が、桑名藩史及び近世後期の朝幕藩史研究の具体像を探る一助となれば幸いである。

注

1 本史料中に「江戸、御右筆、小菅鉄之助」（19丁裏）、「御勘定人加勢、小菅勘兵衛」（54丁表）の二人の小菅氏の名が見られるが、表紙左下の「小菅」との関係は不明。

2 『統泰平年表』本文は国立国会図書館所蔵本（国立国会図書館デジタルコレクション画像データ）に拠る。

3 『続徳川実紀』本文は『続徳川実紀』第三編（経済雑誌社、明治三十九年一月刊）に拠る。

4 『禁裏御所御用日記』本文は国立国会図書館デジタルコレクションの画像データに拠る。

5 この他、江戸京都間の宿場の休泊記録においても『御上京一件』の行程との一致が見られる。なお、詳細は別稿に譲る。

6 『仮題 居宅別分限帳』の書名は『桑名市博物館紀要』第三号（平成元年三月刊）所収の不破直幹氏「資料紹介」および翻刻に拠る。同氏「資料紹介」の解題において、表紙が欠落しているとの報告と、「天保の頃の桑名藩士約千名の住所録である。」との指摘がなされている。

7 『桑名市史』本編（桑名市教育委員会編纂・発行、昭和三十四年三月刊）第四編第八章第五節「松平越中守」（二）「松平定和」一九七頁。

8 『三重県史』資料編、近世2（三重県編集・発行、平成十五年三月）第一章桑名藩10。鎮國守國神社は、桑名

市吉之丸に所在の神社。天明四（一七八四）年白河城内に松平定綱を祀ったのを始まりとし、文政六（一八二三）年、久松松平家の桑名への移封にともなって桑名に移った。

- 9 『定和公御上京一件書留』、『御参内御行列帳』『御在京中御平常御共建』の三書の書名は、『桑名松平伝来資料史料調査報告書―鎮國守國神社所蔵資料目録―』（編集・発行、桑名市教育委員会、平成十六年三月刊）に拠る。
- 10 慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書目録の書名に拠る。原本外題は『京都御使勤書 天保十一子年 全』。注9前掲書、第1部解説編（3）「鎮國守國神社資料の伝来について」に、関連資料の流出について二度の大きな流出の報告がある。その際の流出先として、内閣文庫及び天理図書館が示されているが、三田メディアセンターの桑名松平家文書については言及されていない。三田メディアセンター所蔵資料は四〇〇点以上ののぼり、久松松平家の定信、定永、定和の歴代の勤書がまとまって保存されているのが注目されるが、これら文書群の伝来が鎮國守國神社蔵書とどのような関係にあるかは現在不明である。なお今後の課題としたい。
- 11 書名は、注10前掲目録に拠る。原本外題は『溜詰 勤書 天保十一子年
從正月六日迄』
- 12 桑名市博物館「久松松平展―松平定信を中心に―」展示図録（編集・発行、桑名市博物館、平成八年四月刊）、豊橋市二川宿本陣資料館「大名行列図―描かれた大名行列―」展示図録（編集・発行豊橋市二川宿本陣資料館、一九九七年十月刊）に収載されるが、全貌は未公刊。
- 13 『三重県史』資料編、近世3（上）（三重県編集・発行、平成二十年三月刊）第1章桑名藩46、一一〇頁。

付記

貴重な資料の翻刻掲載を御快諾くださいました桑名市立中央図書館様に厚くお礼申し上げます。
また、資料照会にあたり様々にご教示いただきました、桑名市文化課様、桑名市博物館様、鎮國守國神社様、豊橋市二川宿本陣資料館様に厚くお礼申し上げます。

翻刻凡例

- 1、墨付六十二丁のうち、本稿には二十二丁裏までの翻刻を収める。
- 2、原本の「より」の合字については現行のひらがな「より」の表記に直した。
- 3、改行については、原則として原本の改行に従った。

御上京二件

小菅

天保十年^己年

一江戸より御用状出来之處

大守様御儀御用之儀被成御座候付

今十四日四ツ時御登 城被成候様御老

中様方御連名之御奉書前夕御出来

二付御登 城被成候処来年^江京都^江之

御使被為蒙 仰候段申来候此段御家中、

通達可被致候末々者組支配頭々より申聞

候様通達可被致候以上

十一月廿一日

右被為蒙 仰候付十一月廿一日より廿二日、向

御家中舞臺格迄御歎帳被差出候事

表紙

一右御用被為蒙仰候付京都

御使者齋藤勝九郎

一 大坂御町奉行様御目付様之御状御使者

御蔵屋敷勤番森久兵衛相勤【虫損】

十二月五日御用之儀被成 御座【虫損】

御登 城被成候様前夕御老中様御連名

之御奉書御出来二付御登 城被成候処

其方儀此度御使被 仰付候處

先代越中守 西丸御普請御手傳

被相勤打統物人多可為難儀候於

公儀も彼是御用途多之御時節二而

兼而被 仰出候趣も有之格別御省略

中之儀二付拝借金之儀者難被及

御沙汰候得共右之通打統御用被相

勤候間出格之思召を以金壹万兩

拝借被 仰付候上納之儀者御勘定

1才

奉行^三可被談候 御拜借金有之付十二月十四日御家中

舞臺格迄歛帳被差出候事

十二月五日

水野越前守様より御留守居御呼出^三而

公用人伊藤八大夫^ラ以被仰渡之御受

立備^三而相認候事

来子三月

立坊^三付京都御使被 仰付候処

先代越中守 西丸御普請御手

傳も相勤万端物人多可為難儀於

公儀も御儉約中之儀候間參

内之節行列之儀ハ先格之通相心得

道中行粧等質素致都而無益之失

費無之様可被致候且在所^江立寄供之

人数等相構候而も不苦候并騎馬員

数武器等相應^三相減可被伺事

十二月五日

旗竿 貳本

先筒 貳拾挺

先弓 十 長柄 貳拾

持筒 三 持弓 二

持鏑 八本 長刀 壹振

騎馬 十五 士分 四拾人程

以上

右之通御伺被成候処御指図【虫損】

可為伺之通候

右之通相伺候得共此已後左様

御用相勤候節時宜^三寄先格之通

召連候事も可有之^三付此段も申

達置候已上

一桑名之分十二月廿九日夫々被

仰付候事

御供方心得書

一今度京都へ御使被為蒙 仰候處

御先例も有之事^二者候得共

公邊より 御先代様 西御丸御普請

御手傳も御勤被遊御物人多於

1ウ

2才

公儀も御儉約中之御儀候間御道中

御行粧等質素致都而無益之失費

無之様 御沙汰も有之其上御家中

人別扶持迄も被 仰付候御時宜合付

格別御省略被成候付御供之面々迎も

右之心得可有之候供建等之儀別帳

之通可被召連候尤御供立備付御貸

人者御定も有之候得共此度者銘々

手人満足御道中御貸人准不足

之面々者夫々御貸人御渡可被成候併

此御時節之事付武器類始新規

用意不及有合以相用可被申候

一此度者格別之御勤柄者候へ共前文

之通 公邊より厚御沙汰筋も有之候

ニ付御先例より者格別御人数も被減候付

別而御役々相備兼候間主役外之兼役

も可被 仰付候付此度御人指被

仰付候間兼而左様可被相心得候

一銘々道中旅装始夫々用意も可有

候処当時人別扶持中之儀付格別

之訳を以此度限左之通御手当被成

下候事

一銀百枚 月番

一同五拾五枚 三席

一同四拾五枚 御使者已上

御留守居迄

一同三拾枚 平土知行

但騎馬御供之分三枚増

一同貳拾八枚 小知行

無足

御扶持方斗之分

但騎馬御供之分五枚増

家司役御手当御行列帳ニ供建も有之候

ニ付無足並之御手当被下候

一金六両 当分寄合番以上

一同五両貳分 御勘定人より

2ウ

3才

御料理人迄

一同五兩

平御坊主より

御用見格迄

一同壹兩三分

無格

諸組小頭

一同壹兩貳分

御足輕

一同壹兩

帶刀之者

一同壹分貳朱

御中間

3ウ

一錢百八拾文

無格已下

組躰帶刀之分

江戸より京都迄御供之分ハ右之外ニ先

頃相達候平日立備之御手当限被下置候

且又桑名より江戸江御呼寄ニ而御往返

御供之分者四度之往返ニ相成候ニ付右

御手当限二重ニ被下置候事

一道中雜用之義御書院格舞臺格ハ

今度御定之通被下置其餘者左之通

被下置候事

但桑名表より御迎供并御先詰等ニ罷越候

面々雜用等之儀都而御供往返之者

同様ニ被下置候事

一無格已下ニ而田引來壹ケ年分

御用捨之事尤御引步割戻御供

ニ付出立前相渡候事

外ニ無格御足輕貳分ツ、拝借翌年より

三ケ年賦上帶刀之者御中間壹分ツ、

一錢百八拾文

無格已下

組躰帶刀之分

一同百七拾文

御中間

一同五拾文

昼雜用無格

已下末々迄無

差別

一繼馬之義者御書院格始末々迄

平日御供立備御定之通被下置候事

一京都逗留中者上下共都而御賄

被成下候事

一川越錢之儀ハ御往返共

上より御拂被成下候事

一 若黨召連候面々道中為滯無勤之

嫡子^并二三男等親類懇意之族對

談之上若黨代召連度向ハ此度

限願伺等不及届^三而宜候間其旨其某

共^并御横目^江相届可被申候勿論夫々

録高^二應し召連候若黨人数之

外^三若黨代召連候義ハ不相成候事

一 御使番以上之族旅宿^江幕為打候儀

勝手次第之事

一 騎馬之分陣笠相用可申事

一 江戸 御發駕御道中御書院格之

面々木綿服馬乘段羽織着用可致

緒類無用之事舞臺格已下ハ

勿論木綿服羽織込も木綿可相用事

一 御書院格之面々立付踏込勝手

次第地木綿小倉棧留之類可相用

舞臺格已下も立付地【虫損】木綿

之外無用之事

但三尺手拭御書院格舞臺格已下共

麻之外無用之事

一 御駕籠脇御先供等迄股引

4ウ

半てん着用之事

但御京着 御發京之節【虫損】

御駕籠脇踏込着用之事

一 於京都着服之義都而熨斗目

麻上下着用^三有之候尤平日ハ

和中小袖麻上下着用之義も

有之候且 御巡見等之節御供方

羽折着用之義も可有之候尤

何れも有合相用不苦事

但拝領之品^三而も龍紋上下相用之儀

不相成候其餘御紋有之品不相成

と申す訳ハ無之候得共

御參 内之節ハ相用申間敷候

其外ハ勝手次第之事

附舞臺格已下も右^三准し候事

一御使番已上之面々ハ御用向ニ寄

長袴着用致候儀も可有之候事

一御参 内之節御供之面々布衣素袍

短刀之義ハ江戸表ニ准し御手当有之

候間彼地ニおゐて受取可被申事

但御使番已上ハ勿論短刀ハ自分用意之事

一御用使相渡候分ハ年附々ニ而貸具

着用為致可申事且又御貸人も

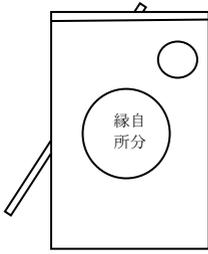
看板等自分用意ニ可致事

一一統御定之幕肌相用可申事

一乘幟印又ハ駄荷印左之如ク相用

可申事

但物数寄之出章等附申間敷事



一 地白木綿長サ式尺中九寸

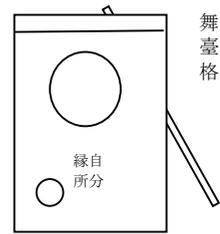
一 輪は黒差渡式寸

一 自分縁所黒差渡六寸

但いつれも金さし

6才

一舞臺格



一 地白木綿長式尺中九寸

一 輪は黒差渡六寸

一 自分縁所差渡三寸

但いつれもかねさし

右ケ条之通可被相心得候勿論【虫損】規定も

有之義ニ付心得も可有之候得共猶又

此度改而右之通被 仰出候間御時節柄ト

申別而厚相心得聊物数寄取飭候儀

堅無用萬端手堅質素致候様且

於京都者江戸ニ准し絹布着用不苦候

得共是以毛頭心得違無之様被

仰出候若心得違之向も有之候ハ、

格別重御用之事故不被加御寛恕

急度可被及 御沙汰被此段申達候

但支配有之面々ハ未々迄急度可被申間候

供建調

三月廿二日道具持手代御貸被成候旨

御達

亥十二月廿九日 月番

家司役供廻

一具足櫃 一鉄炮 式挺 一具足櫃 一若黨忝人 7才

一豎弓 手代忝人 6ウ 一鍵 御番頭 一草り取

一對箱 手代忝人 一具足櫃 一豎弓

一伊達道具 手代忝人 一對箱手代忝人 一對鍵手代忝人

一先供 五人 一長刀 一先供三人刀筒 一騎馬

大小筒 一中小姓六人 一若黨四人 一持鍵

一駕籠 陸尺六人 一長柄傘 一草り取

京桑名出人 一沓籠 一乘下

式人増 一合羽籠式荷 一竹馬忝脚

一持鍵 一添鍵 一草履取忝人 手代忝人

一長柄傘 一茶弁当 御奉行 御用人

一蓑箱 一沓籠 御旗奉行 御物頭

一牽馬 一合羽籠 三荷 御長柄奉行 御使番

一兩掛挾箱 手代忝人 一具足櫃 一豎弓

一竹馬三脚 一押 兩人 一騎馬 一若黨三人

一家司役 但手組有之者

内忝人頭付

7ウ

一乗下

一合羽籠

一持鍵

一挾箱

一竹馬

一長柄傘

一草り取

但豎弓者勝手次第為持候ハ、持人御貸

一沓籠

一乗下

被成候事尤格式之者ハ御用人等

御用人ハ駕籠

同様之事

一合羽籠 忝荷

一竹馬 忝脚

御徒頭

但豎弓之儀ハ勝手次第為持候ハ、持人

御横目

御貸被成候事尤三席之席格有之候族ハ

一具足櫃

一騎馬

先供三人刀筒若黨四人

一若黨式人 但御横目ハ此内忝人御用使兼

合羽籠式荷 添鍵 對箱 手代式人

御足輕忝人

手代忝人

一鍵

一挾箱

右之通相増可被召連候事

一草り取

一沓籠

御留守居

一乗下

一合羽籠

一具足櫃

一豎弓

一騎馬

一若黨式人

御側役

御小姓

一御用使御足輕忝人

一持鍵

御勘定頭

御馬廻

一挾箱

一長柄傘

御大小姓

御手廻頭

一草り取

一沓籠

8才

御右筆

御勘定奉行

御馬役

一具足櫃

一若黨老人

一鍮

一草り取

一乗下

但具足櫃之義小知行無足^三而も為持

度者ハ勝手次第為持候ハ、持人鍮人足

相渡可申事

但御馬役之義ハ御馬医兼候付薬箱持

老人相増候事

8ウ

一具足櫃

一騎馬

一鍮

一長柄傘

一沓籠

一合羽籠鍮人足

御用人

御使番

御留守居

御醫師

御醫師

御側医師

一具足櫃鍮人足

一騎馬

一具足櫃

一駕籠

一若黨老人

一長刀

一薬箱

一草り取

一鍮

一挾箱

但右同断

一長柄傘

一駕籠又ハ乗下

江戸より桑名迄供建

一合羽籠鍮人足

御跡押

但豎弓為持候義勝手次第尤持人ハ御貸

御奉行

9才

不被成候事

9ウ
一七

一 御徒頭已下ハ平御道中之通り

召連可申事

但知行小知行無足^三而も具足櫃歩行

夫々為持度候ハ、勝手次第尤鑑人足ハ

可相渡候得共貸限ハ不被下候事

一 御先立被 仰付候面々旅装之儀取筋候

不及候間左様可被相心得候尤御先立之

面々右之趣其方より可被申達候事

正月三日 青木市左衛門殿

一 惣而御貸馬之旨皆具自分用意^三

致し度族否可被申聞候

一 御貸具足之義小知行無足^三而

騎馬御仕立之分ハ具足并櫃共御貸

被成候尤油単ハ自分用意之事

其余ハ為持度候ハ、伺出可被申候具

足ハ御貸可被成候へ共櫃并油単上之儀者

自分用意^三致持人鑑人足^三而可

相渡候事

但自分用意^三而為持候族ハ否可被申聞候

一 騎馬御仕立之分^三而も合羽籠ハ御貸

不被成候自分用意之事

一 竹馬持人ハ鑑人足^三而可相渡事

一 御貸若黨之分二三男等^ヲ若黨代^ニ

召連右御貸若黨^ヲ中間^ニ振替拜

借致度候ハ、其旨可被申聞候

右之趣御供方之面々老役老人

致承知同役中^ケ間へ早々通達取調

来^レ十五日迄^ニ否可被申聞候

正月

一 当三月中京都^江之

御使被為蒙 仰格別御大用之儀

^ニ付御用金被 仰付候尤幸高割合

之義ハ別紙之通可相心得候

10才

一 五千四百兩也 勢州在中

一 三千六百兩也 同町中

一 六千兩也 越後町在中

右之通被 仰付候尤是迄追々

御用金も被 仰付一統可為難儀候付

当子より来寅年迄三ヶ年割合

十月中可相納候

正月

一 此度京都^江之 御使被為蒙

仰候付江戸 御發駕御時節之儀

被成御伺候処当四五月頃

御發駕之 御心得可被為在猶

御元服至御時節被成 御伺之様

御達有之候旨江戸より申来候此段

御供方之面々老役老人致承知

同役仲^間通達可被致候

但末々者組支配頭々より可被申聞候

米屋 久右衛門

御上京之節御往来并京地逗留中共

日雇受負方被 仰付桑名より京地

御用向之義米屋覺左衛門^江も申付置

候間申合無滞可相勤候

一 御上京之御時節之儀当又御伺被置

候処 立坊御日限未夕御治定ハ無之

候へ共四月十三日已後 御京着被成候様

御達有之候旨猶 御發駕御日限之儀ハ

定而可被 仰出候得共先ツ為心得申達候

一 先年 御上京之節御供方之面々

着服之儀大津駅よりハ 御京着御当

11才

日之儀^二付彼地之着服^三准し絹布

着用勝手次第之旨被 仰出候處

此度ハ 御趣意被為 在 御上着之

節も御道中之通綿服着用之様被

仰出候右^三付兼而申達置候通聊心緩

無之様^二可被致候

一新寄附御番格已上刀筒為持候族

刀筒金紋不苦勿論草履二ハ金紋

一 御用人駕籠之儀供建之内ニ書加

有之候得共御用弁之為駕籠

御免之訳ニ付中陸尺ハ不被下平生

御供之節通鍵人足ニ而可相渡事

但長棒ニ而も勝手次第之事

一 惣而御借馬之儀皆具共御貸被成候旨

申達被置候処沓籠之儀も御貸被成候

自分用意いたし候者ハ来ル七日迄其旨

可被申聞候

一 御貸具足之儀兼而申達置候具足

并櫃共御貸被成之分且具足斗拜借

致度ものハ銘々来ル七日迄ニ可被申聞候

一 嫡子二三男等若黨代ニ召連候族ハ

何之何某若黨代ニ召連候旨御勘定所へ

来ル十五日迄ニ相届可被申候尤当人雜司ハ

御書院格並ニ被下候間召連候者より受取

可被申事

一 騎馬御供之面々供連も有之儀ニ付

此度限兼而御貸人之外ニ手明中間

左之通御貸被成候

一 御番頭より

新寄附御番格迄

12才

一 御使番已上

御留守居

一 平士騎馬

右之通相渡候尤看板之義ハ主人々ニ而

用意着用為致可申事

一 京都ニ而 御名代御使者之節供連

左之通召連可申事

御番頭 供建

一 馬脇四人

一 鍵

一 長柄傘

一 口之者式人

一 合羽籠ニ荷

外ニ提灯持四人

同 式人

同 壹人

一 先供三人

一 對箱

一 草り取

一 沓籠

御使番已上 供建

御留守居

御留守居

一若黨三人

一中間三人

一若黨三人

一鍵

平士

一挾箱

一長柄傘

一若黨老人

一中間式人

一草り取

一口之者式人

右之通手人ニ満足御貸被成候間旅

一沓籠

一合羽籠一荷

宿ニ差置 御旅館出入等も惣應ニ

外ニ提灯持式人

供召連可被申候尤時宜ニ寄差略候とも

平士御使者供建

勝手次第ニ候勿論若黨代ニ御中間

一若黨式人

一鍵

受取候分ハ其俣相渡置候并自分雇

一挾箱

一草り取

若黨有之分_正者別段不相渡候事

一口之者式人

一合羽籠一荷

但御旅館ニ而御長屋相渡候分ハ本文御貸

外ニ提灯持式人

人無之事

一京地御逗留中御貸人之分引揚可申

一御名代御使者御使等御用出之節旅宿_ハ

義ニ候得共町宿相渡候向者外見等も

御貸人之外ハ上下羽織袴看板着ニ而

有之候付

被成御貸候尤手人ニ而も三席已下上下供

三席

之分上下御貸被成候事

一若黨三人

一中間四人

13ウ

二月御達シ

御使番以上

御馬廻

一 銀二枚ツ、

久徳要人

高松八郎

右者町廻被 仰付候付為御手当

被下置候

一金百疋ツ、

櫻井鉄之助

千代田六大夫

右者御家中火之元廻被

仰付候付為

御手当被下置候

京都御留守居

一 銀貳拾枚

野村織部

右者此度 御在京中

御旅館近辺

三而相扣宿被下置右^江出張被 仰付候付

御手当被下置候

一金三分

野村織部

右者御上京^三付為御肴代被下置候

從桑名
京都迄

御往返御供帳

御先詰

桑名

御郡代

京都^三而

青木左衛門

御用人勤

付添郷使

左成良助

江戸

御留守居

生沼惣助

同

御使番格御側役

桑名御往返御供

山脇十左衛門

桑名より御先詰

桑名

御側役席御勘定頭

14ウ

京地^三而御遠物方兼

成合平左衛門

但御京着前

江戸

御取頭兼

御勘定頭

加治啓次郎

桑名

日野源□

同

御右筆兼

御賄

新居忠馬

御下横目衆壹人

石塚惣兵衛

同

同

御勘定頭格御勘定奉行

御下横目壹人

京地^三而御遠物方兼

小野軍九郎

15才

横野軍太夫

御勘定人貳人

同

内壹人江戸より

郷使壹人

壹人桑名より

相澤幸蔵

今村安右衛門

同

小林才助

郷使兼業

御破損手代壹人

桑名

玉置金六

御小納戸坊主壹人

江戸

岩井勇佐

御留守居物書壹人

同

友田紀兵衛

平御坊主貳人

桑名

小林平哉

京地^三而御勘定人勤

郷手代

并宿割下役兼

品川十四郎

御帳付勤

本間縫助

16才

三月十六日立

同

二四

御先立

京地^三而御帳付勤

舞臺格老人

一御関札人馬頼

塚田金蔵

江戸

同

京地^三而主役勤

御徒士老人

京地^三而袋番并

番組六人

森 忠吾

御武器取扱下役

同

御荷物處

大橋穀四郎 石野猪之助 佐藤太平

御足輕老人

遠藤兵助 馬場三蔵 堀江繁弥

五日程御先立

二日程御先立

一御宿割并宿割 御往返共被 仰付

京地^三而御番頭介添

桑名御馬廻

桑名

通切勤并御廣間詰

関戸源太左衛門

京地^三而御武器取扱

御馬廻

御通^心其外御馬廻同様

着祝且御廣間詰并

金沢嘉左衛門

但御京着前御取次御使者兼

通^心其外御馬廻同様

同同

但御京着前御取次御使者兼

京地^三而御廣間詰并

伊藤忠左衛門

桑名

御通^心其外御馬廻同様

京地^三而主役乍勤

次御横目老人

但同断

御当日御先立

一宿々御馳走改

江戸御使番

京地^三而同役申合

日下部轉

京地^三而御進献物
跡押御使者

井上八郎右衛門

御使者并

桑名より御迎供

御進献物御先乗御介添

御旅中 御名代 御使者

御奏者番席御奉行

御取次兼

定御供

森弥一右衛門

御用使

但京地并 御旅中御用人兼□役同様

御足輕耆人

泊り番も相勤候様

御貸人兼

16ウ

同

江戸奥小買物使席

新寄附御番格御用人

寄合番御帳付勤

御供耆人

大津留小右衛門

京地并御旅中共

加藤丹蔵

御泊耆人

御帳付勤

江戸

用使

御用人

御足輕耆人

但京地^三而御出之節々

余語助三郎

勤方卜申合御跡乘

御供

兩人ツ、

桑名

御旗奉行

京地^三而御名代并御取次 杉山八蔵

御旅中も同様勤兼

同

御物頭

御鉄炮押 柴田十右衛門

同

御弓押 小森九郎右衛門

但京地^三而申合 御名代并御取次

御旅中も右同様勤兼

同

御長柄奉行

京地^三而御使者并 長瀬四郎左衛門

御介添兼

但御旅中も御名代御使者御取次兼

同

御使番

京地^三而同役申合

河合甚五右衛門

御使者并

御進献物御先乗御介添

17才

但御旅中前ト同断

江戸

御用人格御留守居

御進献物上才判兼

畑 惣右衛門

但御歸府之節

御奉文御拝領物上才判兼

桑名より御迎供

御徒頭

御旅中騎馬

小森甚五兵衛

御供

江戸

同

鈴木善三郎

江戸

御側役隣取席

御側役

17ウ

田副金弥

同

御側役

御休忝人

松田傳弥

御休忝人
御泊三人

桑名

同

御泊忝人

大津留丹治

但申合

同

御籍等御試

同

可致事

杉山 左繕

勤番より

同

鈴木秀弥

桑名より御迎

御小姓

鳥飼三郎右衛門

桑名

同

川澄卯之助

同

吉田猪三郎

勤番先より

同

樋口専之助

同

同

宮崎金五郎

同

同

井上仙之丞

江戸

同

余語右仲

勤番先より

御廣間御番人三而御小姓勤

村松房之助

御本陣泊

江戸

仕拂方并元方

御勘定頭

御進物方兼

石井軍助

桑名

御馬廻

御番頭介添

河村庄之助

其外左之御馬廻同様

同

京地并御旅中

西山常治

御廣間詰御通ひ且

野田郡蔵

御取次間ニ合兼候節ハ

御取次勤

江戸

同

御旅中御廣間詰

井上民司

御通ひ并京地ニ而

桑名

御使者口勤兼

同

南合龍橋

桑名

御横目

御行列奉行兼

三浦武太夫

騎馬御供

江戸同

町田傳太夫

同

御宿改退切

八木助左衛門

御退口鍵受取渡

但御行列之方も心ヲ付候様

右三人申合御泊老人 但京地ニ而老人ノ御供

江戸

御大小姓

河村清兵衛

桑名

同

桑名京都

福井兵角

御發駕御着之節ハ

同

18ウ

惣御供宿々御城下

大崎官蔵

くハ七人ツ、御供 同

京地^ニて非番之 加藤三兵衛

内より式人ツ、御廣 同

間当番 樋口前左衛門

江戸

同

関町辰蔵

江戸

同

岡田平太

桑名

同

柳川儀右衛門

江戸

同

竹中春八

同

角谷金八郎

19才

勤番先より

同

岡本金之助

江戸

同

菱田傳五右衛門

同

細谷与一右衛門

同

宇野右繕

桑名

御手廻頭

朝より夕迄老人ツ、水谷長蔵

同

京地^ニ而老人ツ、御廣間 番外^ニ而

御番加り勤 小川三郎右衛門

江戸

御右筆

小菅鉄之助

19 才

箱才判御馬具才判老人ツ、御徒土町役三人

同

内式人江戸

御側医師本道

老人桑名畔上彦介

定御供

沢 玄英

御徒士拾八人

同御医師外科

内拾人江戸

田川仲達

式人勤番先

同

六人桑名相沢甚喃

御馬廻^三而御馬乘方御馬医兼

品川鉄五郎

京地^三而御廣詰并

福地七太夫

山田弘介

20 才

御通^三其外御馬廻同様

中野金次郎 品川与三右衛門

御供惣押

岡弥三郎 丸山善助

桑名

結城丈左衛門

定御供

服部伊豆

江戸

舞臺格已下

御買方兼

御勘定人式人

桑名京都

御發駕

御徒小頭三人

御本陣泊

渡部哲吾

御着之節御徒小頭御徒士

内式人

江戸諸戸彦右衛門

田部柳右衛門

惣御供宿々御城下^八

梨本三平

桑名

打込拾人ツ、先供御太刀

老人 桑名服部又兵衛

月番

次右筆 壹人

内 壹人 江戸

水谷与助

壹人 桑名 西塚宗兵衛 20ウ

壹人

御用所

主役取勤衆御坊主勤

平御坊主 八人

御本陣泊

次右筆 四人

御通ひ兼御本陣^三而

大倉久哉^江

坂田玄知^江

内 式人 江戸 宇津野森五郎

御進献物 御次入口より持上 内

遠藤長傳^江 山岡紀三^江

富士田丈左衛門

候様 御帰府之節

桑原秀哉^江 伊藤宗知^江

壹人 御迎供 小野寺伴右衛門

御達文も同様

田村清哉 田中柳意

壹人 桑名 榎忠右衛門

江戸

江戸

御旅中御進献物

御菓子部屋頭取席

御臺所横目 壹人

下才判并御帰府

寄合番

玉置圓八

之節 御奉文御拝領物

金子安藏

御料理 式人

下才判 但京地^三而御帳付勤

内 壹人 江戸 中野源左衛門

右同断

江戸

壹人 御迎供 入沢源藏

京地^三而表御門仮番所

御仕立師 壹人

江戸

上番兼

御菓子部屋頭取 式人

江戸 寄合番

駒野龍哉 三上恵介

野本祐右衛門

御小納戸坊主 式人

右同断

同

御旅中
御買方兼

蓮池権平
江戸

着到附^一_二老人
牧岡勝^一太夫

桑名

御先手組小頭^一式人

相沢甚内

遠藤賀之右衛門

桑名

御捨組小頭^一老人

水谷梅左衛門

江戸

御用人組小頭^一老人

桑名より御迎供

御先手組小頭^一老人

佐藤勝左衛門

京地^三而

桑名

表御門^一仮番所上番

御武器手代^一老人

御用司衆

上田東六

同

御長柄組衆^一老人

番組^三而勤

濱田治平

御手廻小頭^一式人

内江戸老人江原治三郎

桑名老人神谷林太夫

桑名

御厩小頭^一式人

内老人御迎供

岡峰権蔵

遠山又蔵

御中間小頭^一式人

内老人桑間嶋好太夫
兼^一勤

老人江相沢茂兵衛

仕出格兼

江戸

御膳方式人

21才

御足輕

関崎又八

御中間

鈴木正助

御下横目拾四人

江戸

内四人御迎供四人江戸

後 持合役式人

式人桑名四人加勢

22才

御旅中

新井熊藏

太田泰助 渡部顕助

京地共賄方并

竹内平十郎

杉立親年 関根勇右衛門

御買□□□

前 郷使四人

金子寛司 鈴木孫三郎

中林紀右衛門 根津健藏

渋木一二 加藤壯助

野沢与兵衛門 大野勢平

桑名

月番

小使壹人

江戸

無格

御進献物衆兼

御留守居物書壹人

組躰

御旅中衆兼

紙細工手代壹人

右者此度御供ニ罷越候者不時立帰為拜借

金貳歩^ツ拜借申付候間御勘定所^江對談
候様尤上納之儀ハ此度限り満足翌年より
三ヶ年錢引取上納^三相成候事

三月

22
ウ

表紙



1丁表

